

国民年金学生納付特例制度

■学生納付特例制度とは

「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」という方のために、社会に出てから後払いできる制度です。

■対象となる方

各種学校で1年以上の課程に在籍している方です。
※前年所得による制限がありません。対象外の学校（海外の大学など）があります。

■承認期間

4月から翌年の3月です。申請が遅れた場合でも4月までさかのぼることができます。申請は毎年度必要です。

■承認されると

10年間まで納付が猶予されます。10年以内であればさかのぼって納付（追納）することができます。（通常は2年以内）

また、猶予を受けた期間も障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に合算されます。届け出をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に補償が受けられない場合があります。

■届出に必要なもの

学生証や在学証明書または修業年限が1年以上の課程であることを証明するもの（写し可）
※ご注意ください

猶予を受けた期間は受給資格期間（25年以上）には算入されませんが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされます。経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ

秩父年金保険事務所
☎ 27-16551
町民生活課保険年金担当
☎ 62-11232

平成22年度の保険料金
月額15,100円
(前年度比440円増)

割引のある前納制度（納付書による現金納付、口座振替）をぜひご利用ください。

種 別	対象となるかた	検 査 内 容
住民健診	わかば健診	30～39歳の国民健康保険被保険者、または健康保険加入者で健診制度のない方 身体測定・診察・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図など
	さわやか健診	40～74歳の国民健康保険被保険者 身体測定・診察・血圧測定・血液検査・尿検査など
	もみじ健診	75歳以上の方
ヘルスアップ健診	子宮がん検査	20歳以上の女性 内診・頸部細胞診
	乳がん検査	30歳以上の女性 視触診・超音波検査・マンモグラフィー
	大腸がん検査	40歳以上の方 便潜血反応検査（2日法） 胃透視バリウム造影または内視鏡検査
	胃がん検査	
	胸部X線撮影	胸部X線撮影（結核検診にも該当します）
	前立腺がん検査	50歳以上の男性 触診・血液検査（腫瘍マーカー）
	肝炎検査	40歳になる方 血液検査（B型・C型肝炎抗体検査）
	超音波検査	40歳～64歳の方 腹部超音波検査・頸動脈超音波検査
骨密度検査	40、45、50、55、60、65、70歳の女性 X線撮影	
いきいき健診	65歳以上の方 生活動作の問診・視診（口腔、関節触診）・身体測定・血圧測定・貧血検査・血清アルブミン検査・心電図・反復た液嚙下テスト	
人間ドック	30～74歳で引き続き6か月以上皆野町に居住している国民健康保険加入者および65～74歳で後期高齢者医療保険に加入している方 ※健康保険加入者は、加入している医療保険に問い合わせをしてください。 健診施設の規定による検査	
脳 検 診 (2年に1度)	40～69歳で引き続き6か月以上皆野町に居住し、平成22年度に住民健診または人間ドック、勤務先での健診を受診した方 ※加入している健康保険（社会保険など）で脳検診補助制度のある方を除く。 MRIによる検査	

※年齢は平成22年度中に迎える満年齢です。